

建設リサイクル法に関する事項

【工事名称： 奈良法務総合庁舎仮庁舎新営工事 】

分別解体等の方法

■ 建築物に係る解体工事

工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①内装材等	内装材等の取り外し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④建築設備	建築設備の取り外し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (工作物、舗装等)	その他の取壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

■ 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

工 程		作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 造成等	造成等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	② 上部構造部分 ・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (工作物、舗装等)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用